

印鑑登録の変更

―― 8月1日より ――

このたび住民の利便を増し、取引

の安全に寄与するため、全国市町
村で行っている印鑑登録証明事務

が統一されることになりました。

本町もこの趣旨実施のため、「印鑑
条例」の全文改正を行い、昭和五十
二年八月一日より施行することに
なりましたので、町民のみなさん
のご理解とご協力をお願いします。
なお、七月三十一日までに印鑑
登録をされた方の印鑑登録証は引
続き有効です。

△主な改正点

○登録資格は、十五才以上の者、
および禁治産者以外の方は、す
べて印鑑登録できるようになり
ました。

○登録印鑑の規制は八ミリメート
ル以下の印鑑は登録できないよ
うになりました。大きさは今ま
でどおり二十五ミリメートルま
でです。

△登録できない印鑑

つぎに該当する印鑑は、登録申
請できませんので、現在登録さ
れている人や、今後、印鑑登録
をされる人は、ご協力ください。
○住民票、外国人登録原票に記載
してある氏名、氏もしくは名ま
たは氏名の一部を組合わせてい

盆踊り大会

岡垣中学校にて

西高陽区

田中睦生氏 提供



電話②一一二一一番
内線 四一番

◎登録申請者の確認方法は、本町

に印鑑登録された方の保証書、
(様式は住民課にあります)で確
認できるようになりました。

「保証書には保証する方の登録
印鑑(実印)と登録番号が必要
です」

○改印の制度はなくなりました。
今までの改印届は廃止し、今後
は、新規登録申請によって処理

します。

○印鑑登録証明書の交付について
は、印鑑登録証を提示して交付

申請する。代理人による交付申
請も印鑑登録証を預かってくる
だけで、本人の実印や委任状はい
りません。

○新規登録時、本人確認のための
文書照会の回答期限は、照会書
の発送の日から三週間以内にな
りました。

○印鑑のふちが四分の一以上欠け
ているもの。

○指輪型や印章の高さが一センチ
メートル以下のもの。

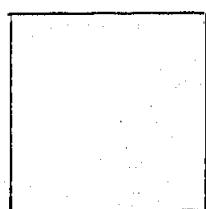
○一般に、判読することができな
い字体のもの。

○印鑑のまわりに唐草模様や龍紋
などの装飾をしているもの。

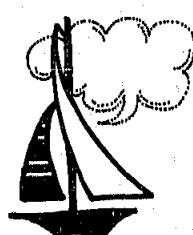
詳しく述べ住民課へお尋ねください。

ないもの。

○職業、資格その他氏名以外(屋
号、資格、住所等)をあらわし
ているもの。



申請	こんなとき		もって来るもの	交付されるもの
	内 容	来る手續人		
新しく登録する場合	昭和52年8月1日以降にはじめて印鑑の登録をする人	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する印鑑 ○官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等で写真を貼付し、割印プレス等の契印があるもの。 ○本町に印鑑登録を受けているものの保証書。 	<p>印鑑登録証 これには登録番号だけがついています。 ○本人であることが確認出来れば申請時にお渡しします。 ○本人の確認が出来ないときは文書による照会をします。 回答書を持参されるとき、お渡しします。</p>
		代理人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する印鑑 ○委任の旨を証する書面（代理権授与通知書、委任状）…様式は住民課にあります。 ○代理人の印鑑（認め印でも可） 	<p>○代理人の場合は、本人の意志確認のため照会書を送ります。回答書を持参される時お渡しします。</p>
印鑑登録証明書が必要なとき	印鑑登録証明書が必要なとき	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○認印 ○本人の印鑑登録証 ○登録証の提示がなければお渡しできません。代理人の場合でも本人の印鑑や委任状などはいりません。 	<p>印鑑登録証明証 申請者の住所、氏名、生年月日、世帯主氏名が住民票と異なるときは証明書を交付しないことがありますのでよく確かめてきてください。</p>
		代理人	<p>手数料 1枚につき70円</p>	
印鑑登録証の再交付	印鑑登録証をなくしたとき	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録している印鑑 ○新しく登録する場合と同じ ○不正防止のため今までの印鑑登録は抹消します。 	<p>印鑑登録証をなくしても、同じ印鑑の登録を希望されるときは、新しく登録する時と同じ手続をしてください。</p>
		代理人	<ul style="list-style-type: none"> ○認印 ○汚染・き損した印鑑登録証 	<p>新しい印鑑登録証</p>



皆さん
水を大切に
使いましょう

水道課

給水人口は年々増加して、現在一九〇〇〇人をこしました。
夏季になり年間を通じ最も水を使う時季になりました。給水を受けておられる皆さんの一人一人が無駄な水を使わないよう、節水に御協力下さい。一人が一日一リットル（約五合）の水を節水すると一九トン一ヶ月で五七〇トンの水が節約できます。もし無駄な水を使っていると時間給水をすることにもなります。

節水しましょう

水を大切に

正しい国保の知識

医療保険の制度

◆ 健康で文化的な生活のために

わたしたちは、いつなんどき病気になり、けがをするかわかりません。病気やけがをしたときは、お医者さんの治療を受けます。

せん。病気やけがをしたときは、治療を受ければ当然お金がかかります。お金かかるのがいやだからとか、あるいはお金がないからという理由で病気やけがの治療を受けなければ、一人ひとりの幸せも、社会の発展も維持できません。

◆ 相互扶助の精神

そのような不幸な事態は防がなければなりません。そのためには、

日々からそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、いざという助け合おうという考え方方が生まれました。

の「医療保険」です。それは、一口にいうと、病気やけがなどのときに、倒壊するかも知れない生活を防ごうとする社会保障制度の一

つです。

◆ 国民皆保険の制度

この制度を維持していくために

は、国民のすべてが、なんらかの保険に加入していかなければならぬという、いわゆる強制加入をたてまえとしています。ですから、

◆ 保険者の仕事

○ 保険税を賦課徴収する。

○ 被保険者に保険の給付を行う。

◆ 保険のしくみ

現在病気をしていないからと、

継続給付があるから」という理由で保険にはいらないということはできないのです。もし届出がおこると、国保税をさかのぼつて徵収され、保険の給付もさかのぼつて受けることができず損をします。

◆ 国民健康保険とは

強制加入をたてまえとした健康保険には、いくつかの種類があります。それらをひっくりめで「医療保険」といっていますが、わが国

の職域別に分けられます。地域保険は、どの職域保険にも加入しない市町村の住民を対象とし

れます。職域保険はまたいくつか

があります。この制度は、まず地

域保険と職域保険に大きく分けら

れます。職域保険はまたいくか

があります。この制度は、まず地

域保険と職域保険に大きく分けら

れます。職域保険はまたいくか

があります。この制度は、まず地

域保険と職域保険に大きく分けら

ります。民健保険」とよばれている健康保険です。国民健康保険を略して「国保」とよんでいます。現在のような国保の制度は、昭和三十三年に世帯主の七割給付から始まり、昭和四十年には家族も七割給付が実施され、昭和四十八年には、福祉元年というよびかたで被保険者一千円までに軽減し今日に至っています。

◆ 住み、同じ家計でくらしをしている者（普通は肉親同士——三親等内の者）をいいます。ですから、住込みの従業員やお手伝いさんなどは賃金が支払われているかどうかに関係なく、たとえまったく家

族同様のくらしをしていても、雇い主とは別世帯となります。つまり各自それぞれ世帯主として取り扱われるわけです。

◆ 国保のしくみは、おおざっぱにい主と以上的のようになっています。被保険者は、保険税を納める義務を負います。

この保険税は、わたしたちの国と県と町が出す補助金を加えて、病気やけがをして治療を受ける際の費用の大部をそこから支払おう

形でお金を出し合いで、それに国と県と町が出す補助金を加えて、病気やけがをして治療を受ける際の費用の大部をそこから支払おう

形でお金を出し合いで、それに国と県と町が出す補助金を加えて、病

気やけがをして治療を受ける際の費用の大部をそこから支払おう

形でお金を出し合いで、それに国と県と町が出す補助金を加えて、病

それが単独で加入の手続きをするというわけではありません。

◆ 保険証をお医者さんに出すことによってはじめて保険給付を受けることができます。

◆ 治療費の一部を負担する

この保険証でかかることのできるお医者さんを保険医といいます。

保険証を窓口に提示して診療を受けるとそのときかかった診療費全額を自分で負担しなければなりません。これを一部負担金と

いい残りの七割が保険給付となります。

これが単独で加入の手続きをする

形でお金を出し合いで、それに国と

県と町が出す補助金を加えて、病

気やけがをして治療を受ける際の

費用の大部をそこから支払おう

形でお金を出し合いで、それに国と

県と町が出す補助金を加えて、病

を継続実施しています。

皆さん次のことを守つて暴走族
を追放しましょう。

・ 暴走行為をしない、させない、
見に行かない。

・ 法定の手続きによらず車を改
めない。

泣き寝入りせずに

検察審査会に相談しよう

皆さんの中に、詐欺、おどし、交通事故などの犯罪の被害にあつた方や警察や検察庁に訴えた方で検事がその事件を裁判にかけてくれない。つまり不起訴処分はどうも納得できない。——こんな不満をもつている方は検察審査会に不服申立てができます。犯罪を告訴、告発した方や犯人によって被害を受けた方は泣き寝入りしないで不服申立てを相談ください。そのほ

消防一一九コーナー

子供を水難事故から守りましょう

夏は水泳の季節です。

毎年、水難事故により幼ない子供の命が失なわれています。

この様な事故は、大人のちょっとした注意によって防げるものです。

次のこととに注意して、子供を

水難事故から守りましょう。

- 1、子供だけで水泳に行かせない
- 2、天気の悪い日は、水泳に行かないようになります。
- 3、泳ぐ前には、必ず準備体操をさせましょう。
- 4、長時間、泳がないようにして必ず休憩をとらせましょう。

※注意事項

造したり、幅広タイヤ・ハンドル等を取りつけない。
あるツーリングクラブやグループに加入しない。

かの方でも検事の不起訴処分に納得できないときは気軽に検察審査会事務局に相談してください。相談や申立費用は無料で秘密はかたくまられます。

くわしくは小倉検察審査会事務局（小倉北区金田一丁目福岡地裁小倉支部内、電話五六一局三四二一）に問い合わせください。

事務局に申立用紙を用意しています。

花火による火災を防ごう

ないようにしましょう。

近年、花火の消費量の増加と共に、不始末による事故も多くなっています。花火は子供にとって楽しみ

のひとつですが、その扱い方を間違えたり、注意を怠ると火災やケガなど大変な事故になります。

次の様なことに注意して、花火による火災を防ぎましょう。

※注意事項

- 1、説明書を良く読んでから行いましょう。
- 2、必ず、大人と一緒に花火をしましょう。
- 3、花火をする時は、場所、気象状況を考えて行いましょう。
- 4、途中で火が消えても、のぞかしましょう。

消防設備士試験準備

消防設備士試験の受験者の試験準備のための講習会が次のとおり実施されます。

- 1、講習日時 昭和五十二年八月六日(土) 10:00~17:00
- 2、受付期間 ○○八月七日(日) 10:00~15:00(二日間)
- 3、受講料 四〇〇〇円
- 4、テキスト代 三七八〇円
- 5、受付場所 遠賀郡消防本部
- 6、受付期間 昭和五十二年七月一日(金)~七月二〇日(水)

※ 詳しいことは遠賀郡消防本部予防課にお問い合わせ下さい。

(II) 一一二二一

T E L ○九三三一九

番地、岡垣町東部公民館

(海老津駅から徒歩約3分)

各区対抗

卓球大会

昭和五一年度各区対抗卓球大会

が七月一〇日(日)岡垣町立児童体育館を会場として一〇チームの参加で開催され、結果は次の通りです。

火災救急発生状況 (S 52. 1. 1 ~ 5. 31)

種別	火災	救急
水 巻	7	130
岡 垣	4	104
芦 屋	7	94
遠 賀	0	489
合 計	18	489

参加で開催され、結果は次の通りです。

各部

一、団体戦
男子の部
優勝 吉木A
準優勝 つくし自治会A

二、女子の部
優勝 東松原A
準優勝 鍋田

三、個人戦
男子三十才以上の部
優勝 井上博文
二位 江口智彦
三位 神崎法道

男子三十才未満の部
優勝 福山潤章
二位 村田勝吉
三位 江口栄一

女子の部
優勝 下口京子
二位 安元芳子
三位 麻生由美子

(岡垣町体育協会)

埋蔵文化財

畠地開墾のため昭和五十年高倉の東田古墳群が発掘調査され

た。その時莫大な数の埋蔵文化財が発見された。それは非常に

多大な労力と日数と金を費して、九州歴史資料館で調査され復元

されて、近く岡垣町に返される

ことになっているが、それに先だち、東田古墳発掘の主任調査官・県文化課の川辺昭人先生に

解説をもらいう。

今回は須恵器をとりあげ、その形と用途。括弧内の番号は図面

の番号。

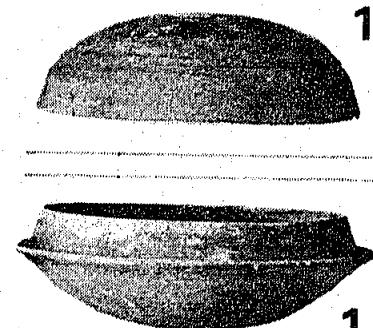
杯 (つまき) (1)

ふつう杯は蓋と身とで一对をなすものである。あわさった形が合子(こうす)形のものと、平底の

選挙結果

昭和52年7月10日執行の参議院議員通常選舉の結果を次の通り報告します。

投票率	全国区	地方区	得票数(全国区)	上位20人
男	七〇・一六	七〇・三七	候補者	藤井純一 二九
女	七〇・三〇	七〇・四三	計	小泉幸雄 九六一
計	七〇・一四	七〇・四〇		柳田桃太郎 三四三五
得票数(地方区)				千代丸健二 八六
候補者				加藤英一 七六
原田立				柳沢れんぞう 二八四
一二二四				江田正利 一五六
				扇 千景 一六六
				高橋圭三 一五八
				徳永正利 一五五
				栗林皇司 一五一
				玉置和郎 一三四
				伊江朝雄 一三六
				内藤誉三郎 一二三



1

魂 (はそく) (2)

壺の腹部に小さな孔を一つあけ、漏斗(ろうと)のような口をもつものである。これは孔に竹をさしこんで酒などをそそぐのに用いた。

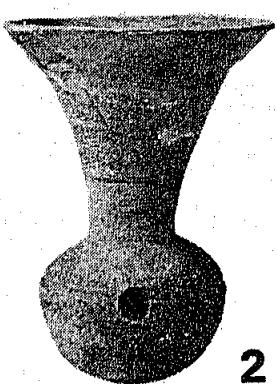


2

壺 (ひぼ)

身に、室珠形のつまみをつけた、ひらたい蓋をかぶせるものとがある。形の違いは用いられていた時代の差である。

食物を入れるために用いられた。

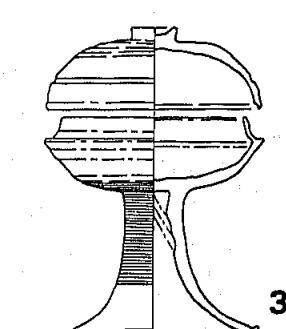


3

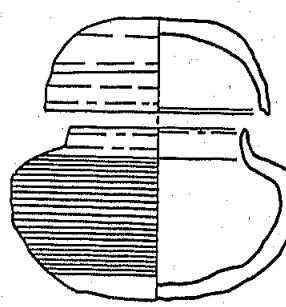
高杯 (たかつき)

杯の底部に脚をつけたものであり、蓋のつく有蓋高杯(ゆうがいのかつき)(3)と蓋のつかない無蓋高杯(4)があり、食物を盛る供膳用の容器である。

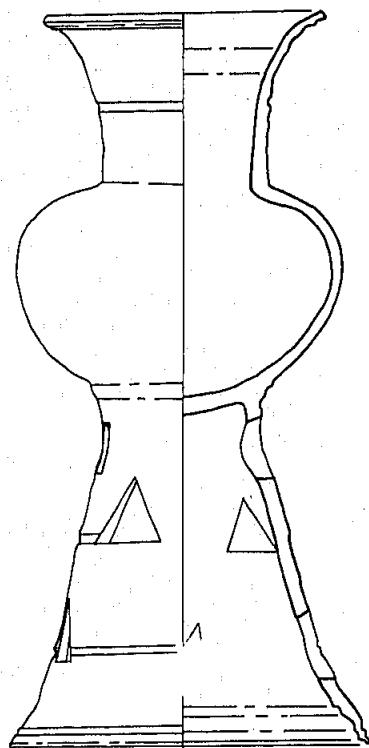
あるいは器体に口をつけたものであり、口の変化によって広口壺(7)は有蓋台付短頸壺、(8)は脚台付長頸壺と呼ぶ。



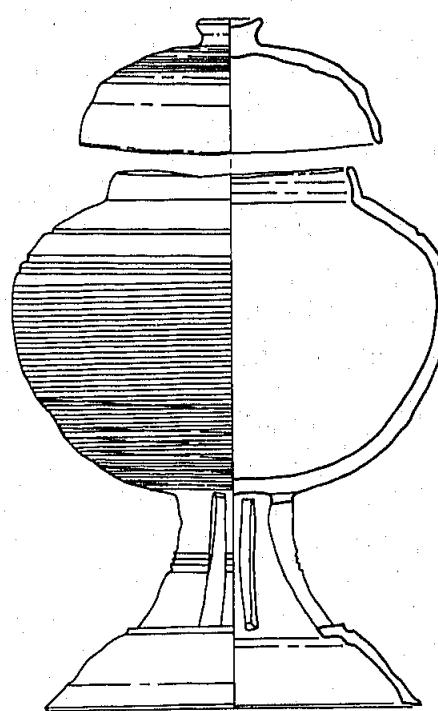
4



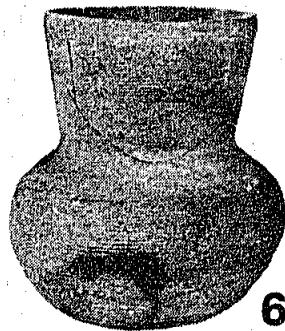
5



8



7

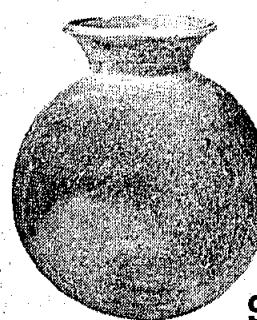


6

提瓶 (ていへい) (9)

ふつう「さげべ」と呼んでおり、扁平な胴の側面に口をつけたものである。

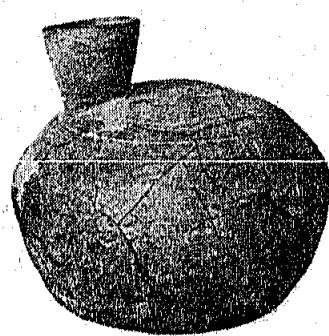
本来はつり下げて使う水筒の一種であつて、胴の片側がやや平らになつており、肩に鉤(かぎ)形や環状(かんじょう)の吊手(とつて)がついたが、次第に退化してなくなつていつた。吊手は一種の飾りであり、実際に役立たなかつたものと思われる。



9

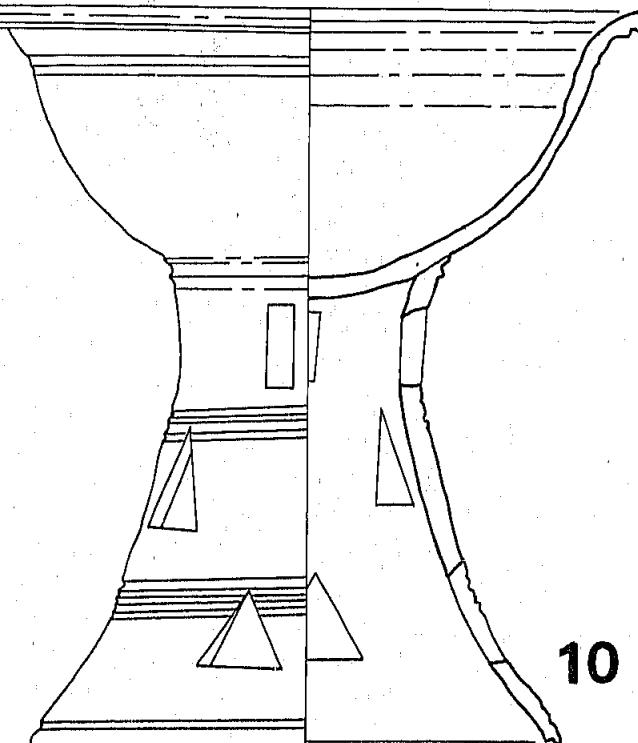
器台 (きだい) (10)

丸底の壺をのせるためのものであり、高杯を大形にしたようなもの(高杯形器台)と筒形のもの(筒形器台)とがある。



平瓶 (へいへい) (11)

ふつう「ひらか」と呼んでおり、扁平な胴の上面に、一方にかたよつて口をつけたものであり、液体(水・酒など)を入れるのに用いた。

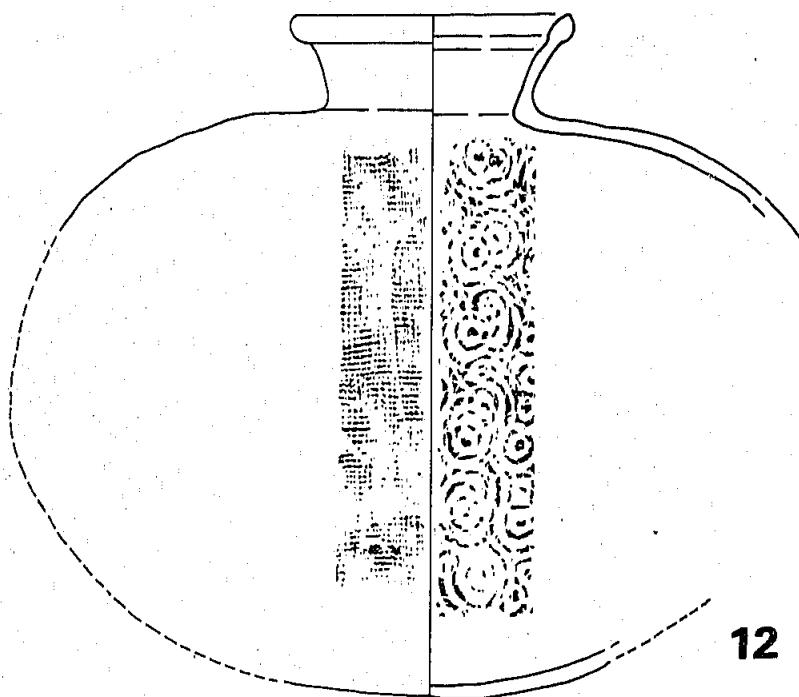


11

10

横彫

(よこべ) (12)



12

甕

(かめ)

(13)

俵の形をした器体の上部に口をつけたもので、液体を入れるのに用いられた。

大きな胴に比較的短い口をつけたものをいう。形の変化は少いが大きさによつて小型・中型・大型品にわけられる。大甕のなかには高さが一米をこえるものも多い。

水や酒などを貯蔵するためや、醸造用などに使われた。



13

電話を

かけるとき

北九州市内へ電話される方は、はじめに市外局番「093」を!!

☆かける前に、電話番号を確かめましょう。

電話番号の書抜畠を作つておくと、たいへん便利です。

☆ダイヤルはメモを見ながら指止めまで正確に

電話はダイヤルが戻るときにつながります。

ムリに戻すと、まちがつてつながつたり、故障の原因になります。

☆ダイヤルは休まずつづけてまわしましよう。

ダイヤル途中で5秒以上休むと切れてしまします。

☆話し中のときは3分位待ちましょ。

相手が話し中にイライラしながら連続してかけなおしてもかかる割合はわずか15%です。

☆電話によって「電話のかけ方」のアンケート調査を行う事がありますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

基地対策室

「陸上自衛隊・東中学校 用地造成工事実施」

東部地区の宅地開発が進み、人口が急激に増えています、そのため昭和52年4月より海老津小学校を開校しました。

現在の岡垣中学校も生徒収容能力が限界となる状態のため、新たに東中学校建設の計画をしております。その用地造成工事を岡垣町大字山田字植田地区にて着手いたしました。

つきましては、造成工事を陸上